

令和3年度第8回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年11月12日（金） 午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (24名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽一	博
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博	雄
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重利	一
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一	潔
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	隆
〃	9番	猪口実	〃	20番	香川和	隆
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田和	修
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	正

4. 欠席委員 (0名)

委員 委員

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：12名)

せんだい	川口賢司	高草	佐藤徳太郎
湖東	小松和幸	湖南	上根邦十郎
国府町	山脇隆	国府町	小林徹
河原町	徳田寿秋	佐治町	山下増治
気高町	田中清晴	気高町	浜辺信康
鹿野町	谷口和人	青谷町	伊藤茂

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	47号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	48号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	49号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	50号	農地転用事業計画変更申請について
議案第	51号	非農地証明について
議案第	52号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	53号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 西村会計年度任用職員

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第8回鳥取市農業委員会総会を開会します。</p> <p>(鳥取市農業委員会憲章唱和)</p>
事務局 長	<p>会長あいさつをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
事務局 長	<p>最初に定足数の確認を行います。本日は24名全員の出席ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本会は成立していることを報告します。</p> <p>以降につきましては、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、議席番号9番 猪口委員、10番 福田克彦委員をお願いします。それでは、議事に入ります。</p> <p>本日は、議案第49号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を先に審議したいと思います。整理番号47番を最初に審議したいと思います。</p> <p>担当農業委員の身内に不幸があり、説明をされた後、すぐに戻りたいということですのでご了承ください。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号は41番から47番までの7件となっています。</p> <p>整理番号41番は、気高町新町1丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可となっています。</p> <p>整理番号42番、鹿野町寺内、転用目的は選果場、駐車場となっています。こちらの農地区分と許可根拠に訂正がありまして、農地区分が今、第1種農地になっていますが、正しくは農用地区域内農地に修正してください。許可根拠は、農用地利用計画指定用途となっております。</p> <p>整理番号43番、福部町久志羅、転用目的としては住宅建築となっています。農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続となっています。</p> <p>整理番号44番、申請地は上味野、転用目的としては、駐車場、資材置場となっています。農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可となっています。</p> <p>整理番号45番、申請地は六反田、転用目的は住宅建築、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続となっています。</p> <p>整理番号46番、気高町新町1丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可となっています。</p> <p>整理番号47番、河原町西円通寺、転用目的は工場、事務所、試験場、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可となっています。</p>
議長	<p>それでは、整理番号47番を審議します。担当推進委員、徳田委員の報告をお願いします。</p>
徳田委員	<p>事務局と農業委員とで現地を確認しましたが、地目は田になっていますが、現状は作土が盛られて畑地になっています。申請に関しては、特に問題ないのではないかと思います。</p>
議長	<p>引き続き担当農業委員、岩永委員、説明をお願いします。</p>
岩永委員	<p>今、推進委員が言ったように現状では問題はないですが、過去の経緯がありまして、説明させていただきます。違反転用地でありまして、3～4年前に農業委員会に伺いが出まして、どういう風にしたら許可が出るのかという話がありまして、皆さんの意見と</p>

して、現状をきれいにして畑に戻すように原状回復ということで、現在、肥土が盛られて見た目は畑状態、ただ、その条件を付けたときに耕作条件がつけていなかったので、耕作をされていません。

3～4年前の時、皆さんの意見として、それで許可を出すという条件を付けていますので、問題ないと思われま

議 長 質問、意見はありませんか。

建 部 委 員 違反転用ですよ。以前、小委員会を開いて却下されたところ。それで、土を入れられたということだが、管理機を持って入れるか。砂利だと思います。

岩 永 委 員 小委員会を開いたときは、違反状態のままの時で、それから砂利を剥いで、肥土を入れられており、肥土の中には石も入っている。見た目は畑のようになっており、私はいいと思っている。前の委員会で、そういう風にしたら許可しますという話になっていましたので、私は問題ないと思うわけです。

建 部 委 員 あそこを農地に変えたというが、砂利ですよ。トラクターや管理機を持って行ってやってみてください、畑だったら。違反転用ですよ。なぜ違反転用に許可を出すのか。

村 田 委 員 あれは明らかに違反転用でありまして、隣のは場が去年、非農地証明ができました。しかし、違反転用ということで、却下されました。違反転用したものを20年たったら非農地で認めるんですか。違反転用したものを許可していくということは次々出てくる。同じことだと思います。

議 長 経過を整理したいと思います。ここは山陰道のインターがついて、元々違反が多いところで、令和元年12月に、総会後に鳥取市としての取り扱い、こういう案件が出てくるだろう地域になるので、これからどうしますかということで、皆さんに現地を復元してから転用を出してもらい、それか非農地証明として扱う、その二つでどうしましょうかということで、皆さんの総意で現地を復元してから転用してもらいということになった。ただ、非農地申請の案件は却下しました。非農地証明が通らなかったのは、そういう経過があったからだと思います。

今回のものは、砂利がありましたが、違反していたころの砂利を撤去して、経費をかけて、土を持ってきた。土はとてもいい土ではないかもしれないが、土を入れられて改めて転用を出されたという経緯があります。

これを皆さんがどう判断するかということですが、3年前に原状復元してから申請してくださいということで、復元した確認は前の担当農業委員と推進委員が原状回復されていることを確認しています。

岩 永 委 員 隣地の却下された原因は、何もせずにそのまま申請がでた。他にも違反転用しているため却下となったもの。今回の件は事前に、農業委員会にどういう風にすればよろしいですかという相談があり、こうしたらいいですよと、回答が出ているわけで、その通りにされているので私はいいと思うわけです。

竹 森 委 員 私は現状がどういう状況かということとはわかりません。こういうふうの問題になっていますので、写真とかを確認するというのはどうか。それで現状を判断してもらい。今回は保留にして資料を出して、皆さんで判断するのも、一つの方法だと思います。

議 長 鳥取市農業委員会に相談があり、農地に復元してから申請を出してくださいと回答しました。

ここの土地の所有者は、土を取って新しい土を持ってこられました。それが作物がすぐできるような肥土ではないかもしれないというところがあります。

これをもっと上等な土を入れないと認めないという風に持っていくのか、それとも土地の有効活用ということも考えなければいけないと思うが、このままずっと農地以外に

	は使わせない、違反したものは使わせない、という2つの選択があると思うが、山陰道が出来たときにインターがあるので、農振から外れています。法的には農地以外のものにかえても問題はないという状況になっています。
依藤委員	この客土の話は、以前にも私が、一時転用から客土を持ってくるのに、石があってもいいですよと、そうゆうことですね。基準がないので、今はダメというわけではない。
議長	土が入って草は生えているが、現状は、砂利で車で通れるように使われていたところは土が入れられているということです。
議長	ここの違反転用の件を皆さんに諮った時に、農地復元後に5条申請していただくということで回答を農業委員会として返しています。そういう状況についても皆さんに判断していただくこととなりますが、今回、今の状況を見て5条で工場等に活用したいという目的を持っていることも考えて判断していただきたいと思います。
福安委員	担当推進委員、農業委員はチェックシートに基づいて許可が妥当と判断したんですよ。建部委員さんと村田委員さんは違反転用されたという話をされている。今、話を聞いている限りでは、平行線になっている。 これは問題なしという判断でいったん保留させてもらって、今一度耕作するということにもっていかないと平行線になってしまいます。客土を持ってきて農地に復元されているという判断とそうでないという判断で分かれているように思う。
岩永委員	3年前に耕作条件を付けていけば、アウトですが、耕作条件をつけていないから、よろしいと判断したものです。
議長	3年前は県と協議して、復元して転用を認める、非農地のままで非農地証明をとるか、不許可でそのままにしておくということもあるがどうでしょうか。
岩永委員	現地は3種農地で、道路で遮られている北側は市街化調整区域で建物は建てられない。道路の南側でないと建物を建てるできないようなところで、3種農地で、このまま続くのか、隣は県生協がありますし私は認めてもよろしいかと思い、先ほど問題ないといったわけです。
建部委員	トラクターで鋤いて写真撮ってみんなで見ればいいのではないかな。私は農家の代表なので、農家を困らすことはしたくない。何とかしてあげたいということから、トラクターをゆっくり走らせて、畑のようにして写真を写してくださいと私は思います。
福田(克)委員	今話を聞いていて、3年前に農地に復元して転用を認めるか、非農地として証明するかということで、農地に復元して転用をするという選択をされたと思います。 問題は農地に復元するという、復元の度合いの基準はないから、農地に復元することは、何かを植えたら生産できるということが農地だと思う。ですから建部委員が言うように、もう一度畑として出来ましたって見せてもらって結論出したほうがいいのではないかと思います。
徳田委員	現状としては、畑地とは言いかねます。皆さんが言われるように、その土地に作土、赤土を20センチぐらいなくても柿作ったり、栗を作ったりできる。赤土でなければならぬということもない。50年以上農業をやっていますが、栗もできますし、柿もできます。盛ってきれいにして、これだったら畑地になったという、そういう観点で何人かが見て判断したらいいのではないかな。もし今後、このような申請があった時には、きちんと作土と赤土を持ってきてやってもらいたいと思います。
山田(準)委員	私も今、徳田委員が言われたことを言おうと思っていました。農地というか、畑、果樹園でもいい、持ってきたのがいい土だったらよかったけれど、石が入っていたとして

も、入れ替えられました。上乘せしましたということが、きちんと証明できるというか、土が何台入りましたという形で、作土を入れられたことがはっきりわかれば、石がある状態でも果樹は植えられます。先ほど徳田さんが言われた通りです。

我々農業委員会が提案したことを所有者が実行されたということが分かれば、我々の責任上、それを条件としたわけですから、約束をきちっと守ることが我々農業委員会としての責任だと思います。石があるからダメ、トラクターが入らないからダメということで農地の認定に支障はないと思います。要するに客土したということが分かれば、農業委員会として提案に従われたということで、私は推進委員、農業委員さんが認めているのであればOKかなと思います。

竹 森 委 員 農地とは、肥培管理し作物を栽培するのが農地です。これは皆さんがご存じと思いますが、問題は農業委員会の行政指導に対してどの程度客土を農地として認識しながら入れたか、そこだけが問題、どの程度誠実に農業委員会の指導に従ったか。

議 長 土を入れたということは改選前の委員で確認が行われています。山田委員も言われましたが、農業委員会として、このような方法で対応できるのではないかという、ある程度指導して、復元して出されているということですので、農業委員会としては約束を守るということと言われてきましたが、その度に言っていることが違うことではいけないので、皆さんの意見をしっかりといただきたいと思います。現状では復元されていて、あまりいい土ではないけれども、入れ替えされているという状況があるということは推進委員と農業委員が確認している。

岩 永 委 員 土は結構いい土で雑草、セイタカアワダチソウが2mぐらいあったが、きれいに草は刈ってあります。建部さんの言うように、もう少しきれいにしなさいというのはいい譲歩案かなと私も思います。

藏 内 委 員 前回の違反転用に対し指導するため、具体的に新しい土をどの程度入れたか、それが、一つの客観的に見た判断材料になるのではないか。

岩 永 委 員 私も建部さんも近所なのでよくわかりますが、砂利をすべて撤去して肥土を入れ、20センチ以上あります。現状は草を刈っている状態。建部委員のいうようにきれいにしたらいいかなと私も思う。

山 田 (準) 担当委員が現地確認を行いますよね。その方が判断する。その方がいいといわれたら、我々はみんなで見に行くのか、写真を撮ってくるのか、そのための我々は現地確認の作業ををしていますと思います。それをされた方の言葉を信用するかしないかということだと、我々の会議が成り立たない。二人の方がいいですよと言われた場所を、写真を見せてということがありましたので、今後、判断に困るときは写真を付けて、みんなに見せてくださいということにするかどうかを今後決めてもらって、今回の場合は二人を信じてあげたらいいのではないか。そのための現地確認だという風に思います。

みんなで見て、ダメだという人が一人でもいればいけば、会議はなかなか進まないのではないか。私は二人を信じて大丈夫ですといわれたら、そうですかと私は言いたい。

岩 永 委 員 建部さんの意見も尊重すべきですし、村田さんが言われたように、これが非農地証明だったら私はダメと言っていた。きれいにして復元したという形で農業委員会の指導の下に、きれいにしたところを私は認めたということです。

福 安 委 員 先ほど山田委員が言われましたが、前の農業委員さんが客土をされたとき、その時は農業委員会として組織で動いているわけですから、そこで認められた。そこで、推進委員、農業委員とも以前の状態を知っていて、それを復元されたということを経験していることを認めなければならぬということだと思います。

猪 口 委 員 違反転用でやった場合でも、更地にしろという指導はするにしても、農地にせいとい

う指導は、逆に余分な業務ではないかという気がする。例えば、1枚の田んぼが違反転用で、それを5条で認めて大きな建物が建ち、そのおかげで日影になるというのであれば問題ですけど、これ工業団地の関係していることで、この土地をあまり細かく言うのではなく、商業団地や工業団地として発展していくべきところなので、農業用の土を入れるということはやらなくてもいいのではないかと、場所や状況によって無駄な労力、費用を使って、やる必要はないのではないかと、ということで条件を、状態に対応すべきことではないかと思えます。

これ、工場になるのは分りきっていますよ。ここは、商業団地とか工業団地で埋まっていくことが予想される場所なので、非農地程度の指導でよかったのかなと思えます。

砂川委員 決をとみましょうよ。

議長 いままでの話を皆さん聞かれたと思いますので、決を採りたいと思います。整理番号47番につきまして原案通り許可決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 議長を除く23名中17名の賛成がありましたので、本案は原案通り許可決定いたします。

竹森委員 こういう事例については、今後よく検討しましょう。

議長 整理番号41番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。

田中（清）委員 農業委員、推進委員、事務局で現地確認しました。申請地は雑草が生えていて、建築面積118㎡の住宅を建築するということです。被害防除計画を見ますと、地面は現状のまま、雨水は道路の側溝に流す、汚水も下水が走っているので、そちらに流れます。隣ですが西側は空地になっています。南側は休耕されていまして、これには同意書が出ております。北側は店舗になっています。ここは土地区画整理事業をやったところでありまして、問題ないのではないかと思えます。

議長 引き続きまして、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。

中村（精）委員 先ほど推進委員が報告したとおりです。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号41番について、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。
整理番号42番を審議します。担当推進委員、谷口委員の報告をお願いします。

谷口（和）委員 農業委員と現地確認しました。これは温泉熱を利用した、いちご栽培でありまして、現状、ハウスは建っていますが、選果場、駐車場がないので設置したいということです。当該集落の同意もあるし、近隣の土地の承諾書もいただいております。
それから地域の雇用も考えておられますし、初めて作ったイチゴが道の駅に出荷されています。イチゴ大福としても売っているようです。問題ないと思えます。

議長 引き続き担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。

砂川委員	先ほど推進委員が報告した通りです。規模が大きくなってきてまして、従業員の駐車場、トイレとかそういうものが必要になってきたということです。施設の拡充の土地です。
議長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 整理番号42番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定といたします。 引き続き整理番号43番を審議します。担当農業委員の香川委員、報告をお願いします。
香川委員	推進委員欠席のため、私が報告をさせていただきます。集落内にある田んぼを購入して住宅を建てたいということで、譲受人、譲渡人、同じ苗字ですが別の家です。 譲受人は夫婦共有名義で土地を購入するということですし、隣に譲渡人の農地がありますが、同時購入して、父親が耕作をするということです。もともと地元出身で将来的に親の面倒を見たいということで、親が住んでいるところに家を建てたいと購入希望を出されまして、チェックシートに照らし合わせてチェックしましたが何の問題もありません。 下水道は公共下水道、雨水処理は道路側に側溝を新たに設けて流していくということです。周辺の大部分は住宅地、前を県道が通っているというところで、なんら問題ないと思いましたが、畑がありますが、3条で出てきます。畑は父親が購入ということで問題ないと思います。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号43番について、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 続きまして整理番号44番を審議します。担当推進委員、川口委員の報告をお願いします。
川口委員	農業委員、事務局との3名で現地確認しました。チェックシートのどれにも抵触していませんでした。今回、譲受人が購入しようとしている土地は、今現在、譲受人が持っている土地の隣の土地を購入するということです。今回購入する土地の出入り口が資料に記載されていません。所有している土地の方を利用するというのであれば問題ないが、新しく購入するところに出入口を作るということになれば、用水路があるので、これの管理について確認する必要があるのではないかとということで、これについては農業委員が確認することになったので、そちらで報告してもらいます。
議長	引き続き担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上田委員	先ほど推進委員が報告した通りチェックシートに照らしても何ら問題ないと思いましたが、側溝があり、下の方にはまだ水田がありますので、水路に埃が落ちるということをお話して、窓口である行政書士に、電話で年1回は清掃してほしいと依頼し、了解を得ましたので問題ないと思います。

議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号44番について、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定といたしました。引き続き整理番号45番を審議します。担当推進委員の上根委員、報告をお願いします。
上 根 委 員		農業委員と現地調査しました。ここに書いてある通りで、住宅建築をするというものでした。チェックシート等をチェックした結果、何ら問題ありません。
議	長	引き続き担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福 田 (淳) 委 員		長男がなくなり、河原にいた次男に田や自分たちをもうりしてもらいたいということで、分家住宅を建てることになった。隣が父親の家なので、問題ないと思います。議案書の農地区分は第1種農地の集団農地ですが、3種農地ではないかと思えます。市街化調整区域内農地です。
事 務 局		3種農地ではなく、10ha以上の連坦した農地ということで、第1種農地となります。もし変更するとしても2種農地、小集団の生産性の低い農地になると思われますが、1種農地と2種農地の違いは集団かどうかで、集団と分断されているかどうかは、周辺道路等で分断されているかどうかとなり、農作業車が行き来でき、道路での分断がなければ1種農地と思われます。3種農地にはどこも該当しない、周辺が農地ということで1種農地と判断しました。
議	長	3種農地には該当しないということで、1種農地ということで訂正は行いません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号45番について、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定といたします。引き続き整理番号46番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田 中 (清) 委 員		農業委員、事務局、推進委員2名で現地確認しました。申請地は雑草が生えていました。ここに建築面積85㎡の住宅を建築するものです。被害防止計画によりますと、地面は現状のまま、雨水は道路の側溝、汚水は公共下水道ということであります。東側は畑であります。譲渡人の農地です。西側は住宅、南側は住宅とアパートというところあります。ここは、土地区画整理事業を行ったところありますし、問題ないと思われ
議	長	続きまして担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中 村 委 員		推進委員が報告した通り問題のない土地であります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	ないようですので、採決に入ります。整理番号46番について、原案通り許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定といたします。 以上で議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 整理番号47番は3,000㎡を超えますので常設案件となります。
議	長	議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号28番から32番の5件になります。整理番号28番の申請地は江津、29番は国府町美歎、30番は気高町浜村、31番は福井、32番は福部町久志羅の5件となっていて、いずれも所有権移転の売買となっています。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、すべての申請が農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない項目に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。
議	長	それでは議事を行います。整理番号28番を審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		譲受人は都合が悪く、譲渡人と話をしたので報告します。当該農地は幅が4.4mぐらいで50mの長さがある細長い農地です。畑地で譲受人が隣に畑を持っておりまして、以前から一緒に管理していきまして、この度譲渡することになったものです。譲渡人は相続で農地を受けたが、サラリーマンで農業に携わってこれなかったため、以前から草が生えないように隣の人に管理を依頼されていた。 譲受人は、米が2反、野菜が2反4畝、主として直売所に出荷されていきまして、3か所に畑があり、ハウスも3棟あります。白ネギ、トマト、その他野菜、ユリ、綿花を栽培しています。 18馬力のトラクター1台、管理機2台など、一生懸命農業に励んでおられまして、何ら問題ない状態です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号28番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 引き続き整理番号29番を審議します。担当推進委員、小林委員の報告をお願いします。
小林(徹)委員		私と農業委員、事務局の3名で現地確認を行いました。譲渡人ですが、父親の介護を10年間続けてられて、これ以上の農作業は無理だということ、娘夫婦が聞いていて一緒に生活をしますということです。面積は299㎡、譲受人は現在、数十アール耕作していて引き継いで農業をやるということです、自宅から歩いて数分のところにあります。機械等も全部そろっていますし、問題はないと思います。
議	長	引き続き担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		ただいま、推進委員が報告した通りで、チェックシートに照らし合わせても問題ないと考えます。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号29番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号30番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田中(清)委	員	農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。譲受人にも立ち会っていただきました。申請地は雑草が生えており休耕地でした。なお、西側、東側の境界から2～3mは草刈りがしてありました。境界はコンクリートで仕切られています。ここは進入路がありませんので、北側の通路を使わせてもらって入っていくところです。譲渡人は相続されましたが、今後も耕作をすることができないということで、砂地で野菜を作っている譲受人に買ってほしいとお願いされたものです。 譲受人は、譲渡人が困っているということで購入を決めたものです。稲作農家であります。当該地から15m離れたところが自宅です。購入後は耕起して野菜を作ると聞いています。ここは砂地であります。チェックシートに照らし合わせても、何ら問題ないと思います。
議	長	引き続き担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中村(精)委	員	何ら問題ありません。雑草で覆われるより何か作ってもらほうがよろしいと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号30番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 引き続き整理番号31番を審議します。担当推進委員、上根委員の報告をお願いします。
上根委員		チェックシート等、農業委員と検討した結果、何ら問題ありません。農業機械等も確認しました。
議	長	引き続き担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福田(淳)委	員	譲受人にも立会してもらいました。近くで耕作しておられ、機械は全部持っておられまして問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号31番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定といたしました。 続きまして整理番号32番を審議します。担当農業委員、香川委員の報告をお願いします。
香川委員		今回、申請の土地ですが、先ほど5条申請で住宅建築の許可をいただきました土地の裏側になります。先ほどの土地とこちらは同じ譲渡人の土地でありました。道路側の土地を住宅建築用に売買されましたが、同時にもらってほしいということで、父親がこの土地を買われ、耕作していくということです。譲受人は、田を8反4畝持っており、今回の土地と合わせて9反所有ということになりまして、今回購入した田も、田として今後も利用していくとのことでした。 一つ難点は、先ほど購入した土地よりも30センチ高い土地になりますので、排水の件が心配だったが、住宅建築の際に、北側の道路側に側溝を作るということで、この側溝を排水路として利用するというので、問題ないことを確認しました。機械も十分揃えておられ、今後も続けて田として利用していくことを確認しましたので、問題ないことを報告します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号32番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定といたします。
議	長	以上で議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号は15番と16番の2件です。 整理番号15番、申請地は佐治町高山、転用目的としては墓地となっております。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしとなっております。 整理番号16番、申請地は国府町町屋、転用目的として住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。
議	長	それでは、整理番号15番を審議します。担当推進委員、山下委員の報告をお願いします。
山下委員		土地所有者、農業委員、推進委員の3名で現地立会しました。申請地は県道沿いで高さ3メートルあり、上がりますと丘陵地帯であり、進入路は約20度ぐらいの上り坂でコンクリートで舗装されている。畑として現在利用されており、一部を墓地として利用しようと、入り口側に墓地を計画されています。総会議案、チェックシートを確認しまして問題ないことを確認しました。
議	長	引き続き担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福安委員		推進委員が報告した通りで、何ら問題ないことということで判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に移ります。 整理番号15番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定といたします。 引き続き整理番号16番を審議します。担当推進委員、小林委員の報告をお願いします。
小 林 (徹) 委 員		農業委員、事務局、私の3名で現地確認を行いました。3条申請の理由を聞きますと、現在の住居は土砂災害警戒区域になっており、建て替えることが非常に困難ということでもあります。申請地に住宅を建てて住みたいというのが理由です。面積は382㎡で、周囲の状況はすべて休耕田となっていました。排水は新しく7メートルの排水路を建設して処理をするということで、周辺地域になんの支障もないものと思います。
議	長	続きまして担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。
藏 内 委 員		現地確認につきましては、担当推進委員の報告した通りです。先ほども説明がありましたが、土砂災害警戒区域に指定されていて建て替えができないということで、同じ集落内の自己所有地に住宅を建築するために申請するものです。隣接するのは、申請者所有の農地ですので、他の農地への影響は全くありません。以上のことから許可相当と思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号16番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定といたします。 以上で議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」は終わります。
議	長	引き続き議案第50号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号5番一時転用です。申請地は湖山町西3丁目、転用目的として砂利採取、変更内容としましては期間延長となっています。
議	長	それでは整理番号、一時転用5番を審議します。担当推進委員、小松委員の報告をお願いします。
小 松 委 員		農業委員と現地を確認しました。砂を取っているところは、出荷量が少ないから、計画通りに砂利採取が実施できなかったということです。現地は、地面から1.5mのあたりまで地下水があり、あれをすぐに元に戻せて言っても無理と思います。 砂利採取の場合、途中で2～3回見て回るが、今の状態では、変更はやむを得ないのではないかと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		出荷量のことを言われたらどうしようもないと思います。今の推進委員の報告のとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	ないようですので、採決に入ります。整理番号一時転用5番について、原案通り許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定といたします。 以上で議案第50号「農地転用事業計画変更申請について」を終了します。
議	長	引き続き議案第51号「非農地証明について」を議題とします。報告は推進委員にお願いします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号は107番から117番までの11件となっています。市街化区域は110番、112番、114番の3件です。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載のとおりです。
議	長	それでは整理番号107番を審議します。担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		事務局、推進委員、私で現地確認しました。現地はインターチェンジの近くであり、鳥取市の湖南デイサービスセンターが平成11年から建っておりまして、人為的潰廃地、20年等ということで非農地判定できると思っています。今後法務局で登記されるものと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。依藤委員。
依藤委員		転用問題に何らかのけじめを委員の中でつけないと20年たったら非農地証明を出して転用を認めていくということではなく、違反転用にきちっと対応していかないといくらでも増えていく。何かそういう対策を、事務局を含めて検討したいと思います。
建部委員		市はちゃんと転用の手続きをしてください。
事務局		今回の案件は土地収用法該当事業であり、許可不要となっています。
議	長	市の方はきちっと手続きを取っていただきたいと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号107番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 続きまして整理番号108番を審議します。担当推進委員、佐藤委員の報告をお願いします。
佐藤委員		農業委員、事務局、私の3人で現地確認しました。この申請地につきましては、議案書にも書いてあるように、20年以上前から作付け等はできていません。水利関係も非常に悪い状況であり復旧するということになっていません。本当に山間地にありまして、夏場にはキャンプ場として使われている。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号108番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き整理番号109番を審議します。 担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		農業委員と事務局と4名で現地確認しました。地目は山林です。タバコ栽培をして畑地になったものです。今では何もやっていません。長年耕作しておらず原野化している土地です。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号109番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 引き続き整理番号110番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		市街化区域となっておりますので、事務局で説明します。申請地は大枚で合計5筆あります。現況は20年以上前から耕作しておらず、現在は資材置場として利用されています。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号110番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 引き続き整理番号111番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田 中 (清) 委 員		農業委員、推進委員、事務局で現地確認しました。申請地は住宅の庭の一部として利用されています。道路側にコンクリートブロックがされており、30～40センチほどかさ上げされていました。ここにツツジ等が植栽されていました。東側は宅地になっています。問題ないと思います。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号111番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号112番を審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局	市街化区域ですので、事務局が説明します。申請地は卯垣3丁目、現況は隣接している住宅の庭及び物置小屋の敷地として、昭和40年以降利用しているものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障のないと認められる土地となっております。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号112番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 続きまして整理番号113番を審議します。担当推進委員、徳田委員の報告をお願いします。
徳田委員	20年以上と書いてありますが、実際は20年ではきかないとおもいます。30年、40年耕作を放棄し、竹等が生えています。現状、復旧は無理ですし、農機具等も耕運機等の小さいものでないと入らないような土地で、耕作は無理と思われれます。
議長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号113番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号114番、市街化区域を審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	申請地は湖山町南1丁目、現況は昭和45年には建物が新築されており、宅地として利用されています。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号114番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号115番を審議します。担当推進委員、伊藤委員の報告をお願いします。
伊藤委員	農業委員、事務局、私で、申請者の家族の方の4名で現地確認しました。 地図で見てもらえばわかる通り結構な山の奥でありまして、もともと梨畑として利用されていましたが、現在は原野化しています。なんの問題もないと思います。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。

		整理番号115番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号116番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		農業委員と事務局、推進委員で現地確認しました。自然潰廃した農地で復旧も困難な土地となっております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号116番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 続きまして整理番号117番を審議します。担当推進委員、山脇委員の報告をお願いします。
山 脇 委 員		農業委員、事務局、私の3名で現地確認しました。現地は軽トラックが1台ぎりぎり通る市道から、脇に100m奥に入ったところがございます。現地は茅が生い茂っておりまして、申請者に電話で聞いたところ、20年以上耕作していないということで、自然潰廃した農地で、復旧が困難な土地となりますので問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 整理番号117番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第51号「非農地証明について」を終了します。 引き続き議案第52号「鳥取市農用地利用集積計画について」にうつります。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		別紙となっております農用地利用集積計画の1ページをご覧ください。 利用権を設定しようとするものが、新規11件で更新が8件となっております。権利種別の内訳は、賃借権6件、使用貸借権13件の計19件となっております。面積につきましては田が23,077㎡、畑の面積が21,876㎡の計44,953㎡となっております。
議	長	では、議案第52号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 議案第52号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第53号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	局長	別紙となっています農用地利用配分計画（案）の1ページと2ページをご覧ください。権利の種別の内訳としましては、賃借権が3件、使用貸借権が18件の計21件となっています。面積につきましては、田が12, 811㎡、畑が7, 748㎡の計20, 559㎡です。
議	長	一括で質問を受け付けます。何かありますでしょうか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に移ります。 議案第53号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、報告事項です。質問・意見はございませんか。
事 務 局	事務局	事務局から1点訂正をお願いします。報告事項の12ページ、「農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について」ですが、整理番号24番、吉成南町1丁目、合計6筆ありますが、その中の一つ面積が80㎡となっていますが、これが間違っておりまして、正しくは88㎡です。合計はそのまま一緒です。2, 169. 45㎡です。面積だけ訂正してください。 報告事項 (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	ないようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和3年度第8回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。
閉会 午後2時50分		